

令和元年度第2回平塚市行政改革推進委員会議事録

開催日時 令和元年10月23日(水)9時55分～11時55分
場 所 市庁舎本館 3階 303・304会議室
出席委員 諸坂委員長、廣川副委員長、秋山委員、芦川委員、岡部委員、片野委員
出席者 石田副市長、企画政策部長、
財政課長、情報政策課長、資産経営課長、行政総務課長
事務局 企画政策課(課長、担当長、主査2人)、資産経営課(担当長、主査、主任)
傍聴者 0人

内 容 (2)報告事項
ア 第1回平塚市行政改革委員会の委員質疑への回答(資料1)
(3)議題
ア 令和元年度ひらつか行革ミーティング(資料2、3)
(4)その他

(2)報告事項 ア 第1回平塚市行政改革推進委員会の委員質疑への回答

【委員長】

報告事項(2)「第1回平塚市行政改革推進委員会の委員質疑への回答」について、事務局からご説明をお願いします。

【企画政策課課長代理】

～ 資料1に基づき説明 ～

【委員長】

事務局からの説明で何かご意見、追加質問はございますか。

【委員長】

1点だけ意見なんですけれども、3番目の条例制定の問題について、実態として議会への債権放棄の議案の上程が可能な案件がない、まだ現実的に案件がないから、そういう条例を今作る必要もないという回答だと思うんですけれども、皆さまご存じかもしれませんが、条例というのは、何か問題が起きた時に作っても、その問題には対応できないんですよ。例えばAという問題が起きて、じゃあ早急に条例を作りましょうといったときに、Aの方が先に問題として出ているわけですから、後出しじゃんけんみたいに条例を作ってしまうとAを規制するということを前提とした条例になってしまうので、これは法治主義の基本原則か

ら外れてくるんですね。ある問題について、今ある法律に照らし合わせて適法か違法かを判断して、これは違法だと処罰、規制するわけで、事件の方が先にあって、その事件を処理したいから法律を作りましたという、この事件は必ず有罪、違法状態になってしまうので、後出しじゃんけんになってしまう。だから今案件がないから、条例を作る必要がないというこの回答の文書は、もしかしたら修正する必要があるかな。案件がなくても作っておかないと制度というのは、いざ何かあったときに対応できないので。そのあたり、このままでも良いとは思いますがけれども、法の解釈上、引っかかるということです。

(3) 議題 ア 令和元年度ひらつか行革ミーティング

【委員長】

次に、議題(3)「令和元年度ひらつか行革ミーティング」について、初めに前回資料の訂正及び、事前質問への回答について、事務局からご説明をお願いします。

【資産経営課長】

【資産経営課担当長】

～ 資料2,3に基づき説明 ～

【委員長】

今のご説明、資料の2と3について、何か追加でご質問、ご意見はございますか。

【岡部委員】

既に廃止とか統合が決まっているものに関しては、評価対象から外しましたというご説明がありましたが、これは今後10年間4%削減の面積の一部としてカウントされるのかどうか確認したい。

【資産経営課担当長】

現時点で既に廃止だとか、複合化だとか方向性が決まっているものについては、それが総合管理計画の目標である今後10年間、その時点での今後ですので令和7年度で4%縮減というところに間に合うようなものであれば、当然その4%の中の一部となりますし、令和7年に間に合わないような計画も一部ございますので、そういったものはもちろん実施はしていくんですけども、令和7年度中の4%削減の目標には達成する要素の一つにはならない計画も一部ございます。そのような形で、この施設評価とは別に縮減の計画が進んでいるものもそうですし、この評価の結果を踏まえて、今後縮減の計画を練るものと足し合わせて、4%の削減が達成できるかどうかというような視点で考えていくこととなります。

【委員長】

よろしいでしょうか。その他なにか。

【副委員長】

既に決まっているからというところは、施設の面からの意味合いで外しているということではないのか。評価の対象として利用数が少ないとか、いろんな別の要因からして既に外れているという考え方もあると思うんですけども、実際に建物を評価した時には、数字が解体となるようなことが、顕著に分かるようなものが出てきたという答えがあったので、もう既に結論が出ていると判断して良いものかどうか。

【資産経営課担当長】

例えば市営住宅でもう廃止の方向性が出ていると。今まだ入居者もいらっしゃいますし、今すぐ壊すわけではないんだけど、この市営住宅は廃止することになっているものについては、当然施設評価の対象には加えておりません。実際解体されたときに削減されたという実績になりますので、それが来年なのか再来年なのかというような。市営住宅の解体を例にあげると、そのような取り扱いになります。

【副委員長】

せっかくならそれがこのグラフの中にうまくはまっていると、我々も「なるほど、こういうのが解体の一例なんですね」ということが凄くわかりやすかったと思っているんです。いつの間にか決まって、「もう決まっているから良いんです」というと、どういう決め方だったのかなと考えてしまったので。もしあれば、載せていただきたいと思います。

【資産経営課担当長】

施設評価を行うに当たって、データを収集したり、それを解析したりという手間が少なからずかかる部分がありますので、方向性が決まっているものについては、施設評価の作業自体を割愛したというところが実際のところになります。確かにおっしゃるとおり、もし評価していたらどうなっていたのだろうと、当然評価が悪いから廃止という方向になったんだろうなというところで、そのような結果が実際に見られる形で整理されていれば、わかりやすかったというところはございます。

【資産経営課長】

補足ですが、先ほど委員からもおっしゃられたように、解体と決まったものについては、その時にそういう評価を行った上で解体を決定していると我々は判断しておりましたので、今回の施設評価については、147の施設が対象になっているんですけども、それらのものについては、もう既に評価がなされた上で決定がされているものと、それ以外のものについ

て評価をしていますという形でやらせていただいております。

【委員長】

よろしいでしょうか。

では、芦川委員お願いします。

【芦川委員】

事前質問の回答の資料に関して2点ほど。回答の15 埋葬文化財の収蔵保管についての問題で、いただいた回答では、結局は国から払い下げられれば保存しなければいけない。もちろん学問的価値というのは、ある一時点で確定するものではなくて、後々凄い価値のあるものがあるかもしれないから、そうそうその時の価値の大小で処分しましょうとはいかないことは重々わかります。とすると結論は、家を建てるとか掘り起こせば、そういうのが出てくる可能性は今後ますます増えていくわけですよね。そうすると埋蔵文化財というのは、増えることはあっても減ることはないとする、それを保存するスペースはこの回答だと拡充する必要があるということで、今回の施設評価の縮減していきましようというのと真逆の回答になっていると思うんですね。拡充の意味なんですけれども、新たな施設を保存のために作るという意味なのか、それとも今回の評価の中で、あまり有効活用されていない施設について、転用ということになるんでしょうけれども、用途を変えて収蔵設備として利用するという意味での拡充なのか、新たに設備を作るという意味での拡充なのか、そのところをお聞きしたいというのがまず1点です。

それからびわ青少年の家と七国荘について、基本的な考え方は同じなのですが、これら全て土地の寄贈を受けている。回答のところでは、寄贈を受けているものについては、寄贈者の意図とか行為によってでしょうから、その廃止なり解体なりそういうことをする際には、当然その寄贈してくれた人との間で調整というか、話し合いというか、理解を得ることは必要になるという回答が両方にみられるようなんですけれども、ということは、この手の好意によって寄贈を受けた土地とか建物とかそういうものに関しては、事実上これを変更するというか、極端に解体とまではいかななくても、別の用途に使うとか、そういう手を付けるといったことが事実上困難だという意味で解釈して良いのかどうか。この2点について、お伺いします。

【資産経営課担当長】

まず埋蔵文化財の件ですが、確かに一般的には平塚市内で造成等の工事が発生すれば、埋蔵文化財が出てくる可能性があるわけなので、増える要素はあると思います。一方、減らすということでは、既に精査をして残すべきものという判断をして、今残っているということです。減りにくいという現実がございます。ですから、現行の法令の中では、なかなか総量を減らしていくということは、難しい状況にあるというのが現時点での状況です。あと

は、これは平塚市だけの問題ではなく、日本全国同様の問題を抱えており、例えば既存の遊休施設に埋蔵文化財を保管しているという自治体は、平塚市も一部その様な運用をしているところがありますが、他市でも生じている現象ですので、将来的にはもしかすると日本全体のルールが変わることもあるのかもしれないと思っております。

あとこの回答書の中でも書かせていただいておりますが、活用の可能性があるかどうかを基準として選択を行うという取り扱いがありますので、ここの部分の選択について、総量縮減ということも念頭に置きながら、この選択の仕方についてもう少し具体的な検討が必要になるのかもしれないと考えております。ただ、そのような形でも少しでも増えにくくするような取組というようなことは行うとしても、なかなか法律上処分できないという制約もありますので、できる範囲での対応となります。あとは、埋蔵文化財の保存の在り方、基本的なところを考えて、ただ単に既存の施設に押し込むだけでは床の荷重の条件なんかもありますので、せっかく天井の高さがあるのに、床にあんまり重いものを乗せられないから、途中までしか物が積めないとか非効率な倉庫になってしまいますので、トータルでどのような保存の仕方が一番コストを抑えられるのかというようなことを考えながら埋蔵文化財の施設については、今後も検討を重ねてまいりたいと思います。

それから次の寄贈を受けた土地に関しては、それに完全に触れないという絶対視するものではなくて、用途変更なり廃止なり何か手を加えるような場合には、通常の施設以上の検討を要する、配慮を要するという事で、考えはしているんですけども、必ず寄贈を受けているから、用途変更なりが一切できないと絶対視するものではないと考えております。

【委員長】

寄贈の方は、基本的には寄贈してくださった方と受贈者である市との話し合いの中で、ケースバイケースの中で決めざるを得ないという理解で良いんですよね。

【資産経営課担当長】

はい。その通りです。寄贈を受けたという事実を知らないということはないように、必ずそれは全庁的に常に把握している状態において、施設評価の結果、これはさすがに寄贈を受けているけれども、今のままではよろしくない、ひいては寄贈者もこんなはずじゃなかったとなる可能性もありますので、評価の結果いかんによっては寄贈された方に対してのしるべき働きかけというようなことも、選択肢の一つにはなると思います。

【委員長】

その他いかがでしょうか。

【秋山委員】

資料の3番、4番のところ、国の補助金という形の質問になっているんですけども、

国の補助金、この他には国庫負担金というのがあると思うんですね。負担金と補助金では性格が違いますから、負担金についても同じような考え方で良いのかどうか。

あと、今のこの計画は令和 2 年度までに定めるようにという国からの指導かなんかでこの自治体も今作っていますよね。そうすると、これは提出を求められるんですけど、私はこの 10 年というのが非常に短くてびっくりしたんですけど、例えば今後、これがいろんな自治体からあがってきて、転用だ解体だといったときに、これを逆に年数の縛りがあって、内規的な形であって、そこでなんか忖度かなんかされて、補助金の場合だと選択があって、じゃあこの自治体の補助金事業じゃなくて、こっちの補助金事業に対して採用しようとか、そういうような忖度というのが絶対にあるんじゃないのかな。国だって限られた財政の中でやるわけなんで。そういうこと、あるいは地方交付税の方に、何か影響してくるような圧力的な部分というか、言葉は悪いですけども、これもやっぱり一つの忖度なのかもしれないんですけども、そういう影響は今後提出するに当たって、想定をされているんですか。

【資産経営課担当長】

具体のところまで、このような考え方を持っていますとまとまっているわけではないんですが、まずこの個別施設計画を令和 2 年度末に策定した後は、それ以降に例えば交付金を受けるような事業については、おそらく個別施設計画に謳われている内容かということが、交付金を出す省庁からの条件になってくると思われますので、そのときに個別施設計画を提出すると、計画に基づいた改修、新築ということで交付金をいただくことに今後はなっていくのかなと考えております。

あと過去に交付金等を受けて建設されたもの、ここの回答でお示したとおり基本的に 10 年という文書も出ているということで、個々具体にはその案件が例えば解体・廃止をしようと計画、意図する初期段階で関係省庁と個別に確認をしながら、手続きを進めていく。今もそのようなことがあった場合には、このような進め方をしております。小さい案件ですけども、防火水槽を解体するときに、このような形で手続きを進めたりということが、今年も事例がございました。それが交付税なりで、トータルで考えた場合に、市全体として、どのような方法を選択するのがトータルのコストで考えた時に有利なのかということ、全体的な視点で検討を重ねる必要があります。本日財政課長も出席しておりますが、財政部門とも連携を取りながら、そのあたりのことを考えて進めていく必要があると思っています。

【秋山委員】

追加ですが、地域住民への説明会がここであって、その説明の中でもありましたけれども、神奈川県内の自治体の中でも平塚というのは、凄く公共施設の数が多いというような説明がありました。これは、裏を返せば地域密着の行政運営の一つなのかなと思っています

けれども、具体的なジャンル別の公共施設、例えば義務教育施設であったり、社会教育施設であったり、公営住宅であったり、具体的にどの部門が、どのジャンルが他の自治体に比べて多いのかというところはあるんですか。

【資産経営課担当長】

個々具体には、毎年国が実施している公共施設状況調査に各自治体が回答しておりまして、その中で各自治体がどのジャンルの施設をどれだけの面積を保有しているというデータが横並びで比較をすることができますので、それで例えば神奈川県内の自治体間で比較をして見るということが可能になります。

平塚市の傾向を今全て把握できていない部分はあるんですけども、基本的には県内の他市であまり持っていないけれども、平塚は持っているという施設がかなり色々なジャンルであるという傾向が一つあります。

あとは、幼稚園であったり、市営住宅であったりというところも、他市に比べると比較的保有量が多いという傾向はあろうかと思います。そのようなところを公共施設状況調査のデータを活用して、平塚の得意分野と良いますか、たくさん持っている部分、そのあたりの現状把握をして、それを強みにするのか、それともそこが突出しているから他市並みに抑えていく、そのあたりの選択が必要になってくると考えます。

【秋山委員】

そうしますとね、それはその時々の方の市長の政治姿勢によると思うんですよ。具体的にこの4%の削減という数字目標がありますけれども、それはやはり市長の政治姿勢の中で、やはりここはさじ加減していく必要があるんだろうと、ここを平塚は売りにしていくんだと、それでやっぱり多くの人に住んでもらうためには、こういったところの部分でPRしていきたいんだということも、やはり今ここで定めようとしている計画には持っていけないと、とてもとても魅力のある平塚市にはなっていないんですよ。そういうところは何かお考えはあるんですか。

【資産経営課長】

当然売りにしていくべき施設については、お金をかけてでも魅力的な施設にしていくというところはありますので、当然そのような考え方の中でやっていくということになります。ただ、先ほど4%削減というところなんですけれども、総合管理計画の中には、まず減らすということのほかに、質を向上していくということも掲げているんですね。そういう中で、市民の皆さんが利用しやすい施設に全体的に作り替えていく、売りにしていくところは売りにしていく、そうはいつでも減らすべきところは減らしていこうというところを明らかにするのが、令和2年度にお示しする計画の中に入ってくるというところがございます。

【片野委員】

先ほど神奈川県都市に比べて、平塚だけにあるというような施設がいくつかあるということだったんですけど、例えばこういった施設が他になくて平塚にあるんですか。

【資産経営課担当長】

平塚だけということではないんですが、同規模の自治体があまり持っていないけれども平塚が持っているということだと、例えば博物館なんかはそうかなと。あと、美術館についても持っている自治体はもちろんありますけれども、規模なりそういったものを考えると、同規模の自治体に比べては少し上かなと思います。先ほど申したとおり、全て頭に入っているというわけではないので、いろいろ検証していくと、他にもあるかもしれませんが、逆に他市にはあるのに平塚にはないというものも全くないことはないのかもしれないので、そのあたりの考えを持ってやっていきたいと思います。

【委員長】

その他にかご意見、ご質問等がございますか。

【芦川委員】

質問への回答 No19、分庁舎関係で、私が質問を出したんですが、回答の中で「庁舎の利用人数を把握しておりません」という回答があったんですけども、これはそもそも人数を把握できる状況にないという意味なのか、あえて人数を把握する必要がないと考えているのか、そこは単純に把握してませんとバツサリ切られているのが納得いかない部分があるので、お話をいただきたい。

【資産経営課担当長】

分庁舎については、庁舎機能ということで、ここの本館ですとかそういったところを合わせて事務所機能ということで評価をしている施設になります。庁舎というのは職員が働く機能とそこにお客様がみえるということが合わさる形になりまして、少なくとも本館については、お客様の人数を把握する手段がなかなかないということで、人数が多い少ないということでは、評価が難しいであろうということで、分庁舎も含めて事務所機能として評価するグループについては、利用人数という視点での評価は行いませんでした。その結果、分庁舎についても利用人数は把握しなかったということになります。

【委員長】

商業施設だとデパートとかお店だと何人来たかというので、コスト計算とかができるんでしょうけど、市役所はお客さんがいっぱい来れば良いかというのと、そういうことでもないところもあるので、なかなか難しいかもしれませんね、評価としては。

【委員長】

あと何かお気付きの点等はございますか。

【委員長】

そうしましたら、また後で何かご質問あれば、戻っていただいて構いませんので、今日のこの会議では資料 4-1 の二次評価について皆さまと意見交換をさせていただければと思います。まずは二次評価全体の評価の仕方についてご意見をいただき、12 の機能ごとの二次評価、個別施設の二次評価について、ご意見をいただければと思います。この資料 4-1 の 11 ページ、12 ページに二次評価の概要が書かれてございますけれども、もう一度事務局から二次評価の在り方、概要について説明していただければと思います。二次評価の在り方、一次評価と二次評価を並べて、二次評価とはどういう特色があって、どういう視点でということころを簡単に結構ですので、ご説明いただけますか。

【資産経営課担当長】

～ 二次評価について説明 ～

【委員長】

この 11 ページ、12 ページのまずは全体の二次評価の在り方について、皆さまから何かお気付きの点をいただければと思います。その後、庁舎事務所機能などの 12 の機能ごとの二次評価の考え方に移ってまいりたいと思います。

まず全体の評価の在り方について、ご質問、ご意見はございますか。

【委員長】

個人的な感想ですけれども、今年は台風が物凄く猛威を振るってしまって、もう本当に想定外のことが起きて、何十か所、何百か所という川が決壊したり、停電も広域かつ長期化に渡ってということがあった時に、二次評価の定性的な評価の在り方というのが、例えば災害という一つの切り口から一気に変わってくるようなことって有り得るんじゃないかと思うんですよね。よく公益の実現と行政は言いますが、具体的には安心・安全・快適性の実現って具体化されていくんですが、教科書的なことをいうと、安心・安全行政というのは赤字ベースで考えてくれと、快適性の実現というのは黒字ベースで考えるんだと簡単に言うんです。そうすると例えば「公園」というのは、我々の憩いの場であったり、レクリエーションの場であったりということで、これは快適性の実現になる。ところがこの快適性の実現の空間である公園に災害対策という一つエッセンスを入れていくと、一時避難場所になったり、あるいは何か災害廃棄物の一時置き場所になったりという形で、快適性の実現のために作られている公共施設もいざ何かあった時には、緊急対応でそこを使うということ

って実は有り得るんですよ。そうすると、安心・安全・快適性は非常に平板的に切り分けて、こっちは快適性の施設、こっちは安心・安全の施設だからこっちは残す、こっちは残さないみたいな単純な話かというとは実はそんな簡単な話ではなくて、とにかくこう社会的弱者、経済的弱者の方々のための、何々といった場合には、やはりそこは切り口変わってくるし、あるいは災害というキーワードで、物事を捉えていくとまた変わってってしまうという、二次評価の中で「災害」というのが政策性の災害時の役割、一か所しかないけど、もしかしたら全部に渡ってってしまう可能性もあるので、この定性的評価というのは、主観的とお話をされましたけれども、まさにその評価者の主観というか見方とか価値観とか哲学とか、それによってかなり評価ってぶれてしまう危険性ってあるんですよ。でもそこが優先されていくと、一次評価が形骸化していく危険性もあるわけですよ。コスト削減からスタートした議論だけれども、結果的には全部削減できませんでしたみたいなことにもなって、市の財政を圧迫していくので、このあたりのさじ加減というのが、物凄く難しいとは思ってはいるんですよ。これも最終的には首長さんの政治的な判断、政策的な判断というのが、多く出てくると思うんですよ。そのあたりは、市としてどういうスタンスでというかな、要するに何が言いたいかという、5年前の評価と今の評価が変わってくると思うんですよ。要するに今回の台風災害を目の当たりにして、ちょっとこれ評価見直さなきゃダメだよねというようなことも出てくるだろうし、だから5年前にもし評価していても、今ちょっとこれは評価が変わってくるよねというようなことも有り得ると思うので、この二次評価というのは、常にこう動くというのかな、揺らいでいくものなのか、それともリジッドにカチッと一定の時点で決めてしまって、その方針で動いていくというふうにするのか、後者の方が行政評価的にはやりやすいんですけども、そのあたりどう二次評価というのを位置付けて、考え方として置けば良いのかなと私自身ちょっと学究のために教えていただきたいんですけども。

【資産経営課長】

5年に一度計画については見直しをしていく形になっておりますので、そのための今評価をしているということなんですね。ですから、当然社会情勢だとか、今まさにおっしゃられました災害対応、そういうところの中で、やはりここは残した方が良いよねというのは当然出てくると思います。今の時点でという中でやっていくのかなと、この時点では思っております。またそれが5年後どうなるかということについては、その時点で検討し直すというふう考えております。

【委員長】

そうすると基本的には、5年というスパンの中で固定化されていくということですかね。一定の時点で、例えば何々と評価をしたら、この評価は5年間はとりあえず続けていきましようというのが、基本的なスタンスになってきますか。

【資産経営課長】

評価を続けるというよりかは、その評価に基づいた計画については、その方向性で進めていくという形になりまして、例えば災害に必要なところを廃止というふうに、極論からいってしまうとなっていたところをどうするかというところをおっしゃられていると思うんですけども、基本的には今の段階では災害時に必要なものというのは、やはり必要なものであって、避難所となっているところをそうそう潰すわけにはいかないというところは当然あるわけですね。そこら辺は今の評価の中でも生きていくものだと、今後の計画の中でも生きていくものだと考えています。

【委員長】

私が懸念しているのは、本来は避難所としては使うつもりはなかったけれども、ここは実は避難所として使えるというようなことが有り得るんじゃないかと思います。さっきいったように、公園をまずは作って、これは子どもたちが遊んだり、我々が憩いの場として活用する場所だけれども、いざ何かあった時には、ここが実は公園なんだけれども、別のものに使えるよねという時に、この公園はもう老朽化しているし、滑り台とかもあれだし、利用者もいないし、植栽とかの維持管理費もかかるし、じゃあここはもう潰してとなった時に、さあいざという時に市民からなんであそこ潰しちゃうんだよという話になってしまうんじゃないかなというところが、一番二次評価の悩ましいところなのかなと思ってご質問させていただいたんです。

【資産経営課長】

今、公園というふうに具体的に出てまいりました。公園については、この評価の中には入っていない形になっています。ですから 147 の施設の中には公園は入っていないということで、ご理解いただければと思います。

【委員長】

わかりました。

何かご質問等ございますか。

【秋山委員】

最終的には経過の公開をされるんだと思うんですけども、今手元にある資料のような形で公開なのか、別の形のイメージをされているかどうか。評価の内容について、どうしてお考えでいらっしゃるのでしょうか。事細かな部分は私たちにはわかりやすくということで、内容的には書かれていると思いますけれども、一次評価が、例えば評価結果が維持・改

修、今度この案によって、二次評価はそれが今度転用になったとか、そのレベルなのか。それともやはりそこに至る経過というのを二次評価の中に具体にある程度まとめて簡素化して公開していくのか、どういうイメージを持っていますか。対市民に対して。

【資産経営課担当長】

基本的にはこの委員会の資料として作らしていただいた、この「資料 4-1」の内容を最終的には公表をするということで考えております。

【秋山委員】

私が気になっているのが、公営住宅なんです。公営住宅法でしたっけ、一番最初の立ち上げの部分というのは、市が直営で持っている直接手を下したものの、それが後に、民間のものも管理面積に加えて良いよという公営住宅法が変わってきていますよね。明らかに流れるにいうと、この先にはね、家賃補助とかそういうような、なんでそういう形を私も想定しているかという、やっぱり住居整備というのは、かなり進んできていますよね。民間活力の導入の一丁目一番地みたいな部分だと思っているんですね。例えばアパートがかなり多くできてきたり、マンションが整備されてきたりという部分で。そうすると今の公営住宅を当然なくせというのが、どうやられているのかよくわかりませんが、一緒に手を挙げたんだけど片方はダメだったといった場合に、ダメだった人はもう家賃補助も受けられない中で次の機会を待つような、ある意味公平性ということを考えてどうなのかなと思っています。床面積を減らすことに直結するのかもしれないかもしれませんが、やはり建物を市が所有するというのは、こういった建て替えだとか整備だとかいうことも考えたときに、またコストもかかるということも考えた時に、あんまり良いことじゃないんだらうなってこれからは。それこそ先ほど言ったように、民間活力をフルに活用するような形の方が良いのかなという思いがあるんですね。そこで改めてお聞きしたいのが、家賃補助という部分の議論は庁内、議会、議会で話題になるってことは庁内でももちろん議論することでしょうから、その答弁に対して、そういう議論というのはあったんでしょうか。また、今実はそれをまさしくやっているところだとか、そういうところはどうなんですか。

【資産経営課担当長】

資産経営課では、詳細にこうですと断定的には申し上げられない部分もあるんですが、所管部門とのやり取りの中では、その家賃補助であったりだとか、あとは今空き家問題というのがこの自治体もクローズアップされているところでもありますから、そういったものの活用であったりだとか、おっしゃるとおり平塚市が施設、建物を所有しないようなことも含めて、いろいろな考え方ができないものかというような協議はさせていただいております。それは今日明日すぐということではもちろんなくですね、長期的な視点でこのようなことを視野に入れて、今後検討を重ねていくということになるかと思うんですが、先ほどご

説明したように、今年の春にストック総合活用計画というものを策定しておりますので、当面はその流れで進めていきつつ、その先の計画として、今おっしゃっていただいたような、いろんな方法を使って、市が持たないような方法というものを模索していくということが必要になってくると思いますので、私ども資産経営課もそのような考え方を持ちながら協議を進めていくように考えていきたいと思っております。

【委員長】

その他なにかございますか。

【岡部委員】

今後の進め方のプロセスなんですけれども、実際にこの縮減をするための売却であるとか解体であるとかに至るには、まだ時間がかかると思うんですけれども、その前に当然住民説明があったり、働いている人たちの調整とかという手続きがあると思うんですが、今回この取りまとめた内容をいずれかの時期に発表されるわけですよね。そうすると利害関係者というんですかね、住民であるとか働いている人たちが、それによって初めて知るというような形になるんでしょうか。その前になんらかの説明があってからの公表の形になるんでしょうか。

【資産経営課担当長】

施設評価については、一つに決め切ってしまうということではないという趣旨になりますので、結果を公表前に説明ということではなく、ここで委員会からのご意見をいただいた中でそれを踏まえてまとめましたということで、年末ごろの公表を考えております。ただ9月から10月にかけてまして、全8会場で市民向けの説明会を行っておりまして、その中で今後の平塚市の公共施設の在り方を考えましようということで、約100名弱の方に8会場へお越しいただき、その説明会においては、今施設評価というものをやっております、こういうような趣旨でもって、このようなやり方で年末ぐらいに結果をお出しして、その複数の選択肢を参考にしながら令和2年度に計画を作っていく予定なので、その計画を策定するに当たっては、必要に応じて利害関係者の方ですとか、関係する方々に説明を行いながら、計画をまとめていく予定ですのでということを説明させていただいておりますので、評価自体の事前の説明というのは予定しておりません。

【岡部委員】

公表される段階では、ぼやけた選択肢があるような形で公表はされるわけで、いきなりなくなるというような形で受け止めるということはないということですのでよろしいんですよね。そうすると、この取りまとめた段階では、今後10年4%削減ができるかどうかということろまでは、判断ができないということになりますけど、それでよろしいですかね。

【資産経営課長】

まさにその通りでございます、この評価の中では、一つに絞っているわけではなく、今回の先ほど話が出ました説明会 8 会場に渡り行ってきた説明会の中でも、やはりここで言う評価とその次の個別施設計画というのはこう違うんですよという形で PR しています。また、誤解がないように更に機会があるごとに PR はしていかなければいけないのかなと我々も感じているところでございます。

【副委員長】

非常に緻密に分類をされて、苦労されたんだということが分かるんです。おそらくこれで最終版なんじゃないかなと私は感じておりました。ただ、一つ一つヒアリングして調べた時に、あれちょっと違うなといった時におそらく項目が増えていったと思うんですよ。そんな中で、実はまだ悩ましいところ、実はまだこんなところがもしかしたら分けられるんじゃないかなみたいな。ヒアリングをしていかれた中で、どこかまだ残っているような部分というのは、あるんでしょうかね。もうこれでピッタリ分かれて、もうそれ以上分けるような部分はないという状態なのか、あるとしたらこんなところがあるんじゃないかというのが残っていたのかどうかだけお聞かせください。

【資産経営課担当長】

分けるというのは 12 の分類をもっと細分化という意味の分けるということによろしいでしょうか。

【副委員長】

はい。

【資産経営課担当長】

分ければ分けるほどですね、分母が少なくなるというか、比較対象の施設が減っていきまますので、誤差が大きくなるという負の要素も恐らくあって、細かくすれば良いというものではないと今回評価をやっていまして、それを感想として持っています。逆に言えば、分けずに全部をまとめて、本当は 147 施設の全部を相対評価できれば、それが本当は一番良いのかもわからないのですが、あまりにも機能が異なるものを同じ土俵で比べるということの無理さ加減というか、そういうところを実際評価の実務をやっていく中で常に感じてまして、そのバランスを取ったものが今のこの 12 の区分ということで落ち着いたところになりますので、現時点ではこれが適切でなかったのかなとか、もうちょっとこういう手もあったかなということではなく、一番ベストという判断をしたのがこの分類と考えております。

【副委員長】

学校は当然子どもたちがいれば残さなければいけないのは分かるんですけども、行政の中で集中して人口を集めようとかですね、ツインシティがそうかもしれませんが、今ある団地がどうなっていくだろうかということを考えると、この小学校はもっと小さくなるねというような評価が出てきますね。そういう評価というのは、どこか項目に入るんですか。ここは人口が減っていくだろうとか、そういうのはどこかに入りますか。

【資産経営課担当長】

この施設評価のスタンスとしては、過去の実績を基にデータを積み上げて評価をするという性格になりますので、未来がこういう方向だというのは、端的に言えば一次評価では反映されないことになってきます。もちろん5年後にまた学校の施設評価をやれば、5年の間に児童数が減少していれば、それなりの結果になってきますし、そういったことで評価の結果自体も常に新陳代謝をはかって、その時点での最新の評価ということで、毎年やるのは厳しいので、5年毎ぐらいでやっていくという考え方を持っています。また、その評価の結果を踏まえて、今度個別具体的にその施設の方向性を個々に検討していかなければなりませんので、その個々の検討の中では、もちろん今後児童が増えていく場所なのか、その逆なのかというものを考えながら、その学校の方向性というものは検討していく必要があると考えています。

【委員長】

そのほか二次評価の全体像についてよろしいでしょうか。

そうしましたら次に、13ページ以下の個別の12分類の中で、評価の仕方、在り方等について、お気づきの点等ありましたら、ご意見をいただきたいんですけども。

ご自身のご関心のところをフォーカスしていただいても結構です。

【委員長】

私から一つ思うのは、これから公表をして、住民の皆さんともお話をして、利害関係者ともいろんなヒアリングをしてというようなプロセスに入るかと思うんですけども、12という一つのカテゴリーに分けて、我々のこの今の議論の仕方というのは、マクロ的な視点で議論をしているわけですね。Aという施設とBという施設はどっちの方が古いとか、使い勝手が良いとか悪いとかいうマクロの視点で議論をしているわけですけども、利害関係者の方、あるいは住民の方々というのはミクロの視点で自分の家の近くにあるこの施設という、全部を見てこの施設が、例えば公民館が市に30あって、30の中で家の近所にある施設がどうのという見方はまずしていないので、家の近所にあるあの施設は古かろうがなんであろうが使っているわけですね。とするとその地域に行って、その説明をした時に、相手方の住民の皆さまは、ミクロの視点で、ここは古かろうがなんであろうが、解体されたら

困るというのは出てくるはずなんです。でもこの我々の議論の仕方というのは、どうしても全体をみてこっちは新しい、こっちは古いというマクロの視点で議論をしていて、住民の皆さんはミクロの視点で意見とかご批判とかくと思うので、基本的にこういう議論をしていると、かみ合わないんです話が。結果的には一方的にという印象を相手方が持つんですけども、行政が決まったことだから押し付けてきたみたい。ここは解体で決まっていますとか、そういうふうな議論になっていくと、住民との合意形成というのができないんですよ。でももう決まったことですからみたいなことで、納得してください、理解してくださいという理解とご協力をみたいな話しになってきてしまうと、住民の皆さんからすると不満というのは出てきてしまうわけですよ。ですからそれは、見る視点が違うところは見る視点が違うので、それはキチッと先に説明してしまった方が良いでしょう。市の財政のことを考えて議論をしているので、この施設がどうのこうのというよりは全体からみて4%削減しなきゃいけないという、そういう財政状況の中から、どういう判断をどういう切り口でしていったらこういう結論になったんだということで。でも住民の皆さんは理解されるかわからないけれども、一応説明の仕方としては、丁寧にしないといけないのかなという、要するにそのいくつか類似の施設と比較されてうちの施設が古いといわれて、それはやはり住民の皆さんからすれば、普段使っている施設の場合は壊されたら困るとなるし、じゃあ壊した後どうするんだという話にもなるし、そこら辺難しい、悩ましい折衝がこれから始まるんだと思うんですけど、その時はぜひ丁寧に説明をしていただければと思います。見てる視点が確実に違うので。

あと先ほどもお話ししましたが、今の切り口では、確かにこういう評価に一次も二次もなるかもしれないけれども、でも災害という切り口を入れてきたらどうなるのか、障がい者という切り口を入れてきたらどうなるんだとか、そういうような違う切り口を持ってこられることというのは十分に考えられるので、そういったことに対してどう答えていくかという受け止めるかということも、やっぱり説明責任のレベルでは皆さんに過重な負担がかかるかもしれませんけど、そこもキチッと説明できないと、そういうところの視点が抜けているのかというだけでも批判の空気、反対の空気になってしまいますから、そのあたりを少し丁寧にいろんな視点というか多角的なアプローチをしてくるとあって、議論に臨まれたら良いのかなと思います。質問というよりは意見です。

【委員長】

あと何かお気付きの点はございますか。

【秋山委員】

具体的な話として、先ほどの表記の仕方にも関連するんですけど、24ページに平塚市立軟式庭球場と大神スポーツ広場があって、二次評価において、管理棟については近隣に同類施設があることから、転用のうち統合が考えられるとあるんですけど、ここでいっている

近隣の同類施設は、下にある大神スポーツ広場のことですか。

【資産経営課担当長】

おっしゃるとおりで、軟式庭球場と大神スポーツ広場というのは、ほぼ接しているに近いような状態のところの位置しています。お互いの管理棟がそれぞれ今はありますけれども、これを一つに兼ねるような再整備も選択肢の一つとしては考えられるということで、このような双方に同じような表記、近隣に同じような施設があるというような表記になっております。

【秋山委員】

そうすると転用のうち統合が考えられるというこの表現は、今のお話のように二つにありますけれども、平塚市立軟式庭球場と大神スポーツ広場、これを一体的な管理運営にしていたらどうかというこの理解でよろしいでしょうかね、この評価は。

【資産経営課担当長】

完全に軟式庭球場兼スポーツ広場という一つの施設というような方法もちろんあるかもわかりませんが、管理棟だけを兼用にする、スポーツ広場はスポーツ広場として使い、軟式庭球場は軟式庭球場として使いというようなことも考えられますし、そこは今後の検討の中で、練っていくところで、まだ選択肢の一つとして決めているものではないということになります。

【委員長】

もう少し文言を具体的に書けないものなんですかね、こういう評価シートというものは、近隣に同類施設というとこれは何を指しているのかということをもう少し具体的に書いてしまった方が、不要な議論とか批判とかがかかわせるんじゃないかと思うんですけどね。もう少し全体として、ここは表現が抽象的だなと思うのは、具体的にもうアイデアがあるなら具体的に書いてしまった方が、良いんじゃないかと今のご質問から感想として思いました。

【秋山委員】

同感です。

【委員長】

その他なにかご質問等はございますか。

今日資料をお持ち帰りいただくと思うので、何かお気付きの点があれば事務局にメールをいただければ、対応していただけたと思います。

時間も段々と迫ってまいりましたが、何かご意見、ご質問等あれば、なければ総括をした

いと思うんですが。よろしいでしょうか。

【委員長】

全体総括をこの委員会としてしますが、何か総括的なご意見等がございますか。この評価全体をみて、ここが足りないんじゃないかとか、もっとここを注意するべきじゃないかとか、何かお気付きの点ございますか。

【委員長】

本日出てきたご意見の中でもいくつかポイントがあると思うんですけれども、コスト削減が結果的に魅力減退につながってはいけないというところは、ご意見として出てきたと思います。したがって単に削減目標に向かってゴリゴリ進んでいくのではなくて、市民生活の潤いまで取ってしまうといけないので、コスト削減が魅力減退につながらないように工夫をすると同時に、丁寧な説明を住民の皆さんにはしていかなければいけないだろうというところですね。

もう一つ出てきた意見として、量の問題のみならず質の向上というのは同時に考えていかなければいけない問題なので、ここでは基本的に量の問題を議論しているわけですが、例えば解体したとか、廃止したとか、転売したとかという後どうなるのか、そこがやはり重要なのかなというところですね。

あともう一つ出てきた意見として、時間軸の問題があって、5年前までは想定していなかったことが、今災害とか台風とかいろんなところで想定しなければいけなくなったり、またそれが5年後また違ったところで、例えば人口が増えてきてしまった、それで今度は施設が足りなくなったというようなことも想定していくと、やはり臨機応変な評価の在り方というのは一つ必要なのかなと。もちろん事務局がおっしゃっているように、毎年評価していくというのは現実不可能で、逆に非常にコストがかかってしまうので、これはあってはならないと思うんですけれど、一応5年というスパンの中でも社会の状況の変化というのを常に監視しながら、対応できる準備というのはするべきかなというところですね。

あと私がお話したことですけれども、安心・安全・快適性というこの切り口も、その安心・安全というのは基本的には赤字ベースで考えて良いけれども、快適性の部分は黒字ベースで考えていくのが、教科書的にはそういう議論をしますけれども、ただそれが本当にその評価のままで通じるかという、それはまたいろいろな観点とか視点とか主観によって変わってきますので、そのあたりは市民との合意形成に努めていただきたいというのはこの委員会として意見を述べたいと思います。市民の皆さんが100%納得することはあり得ないけれども、ある程度致し方ないな、市の説明にはある程度説得力があるなという個人的感情としては納得できないけれども、でもやはり致し方ないなというところまではキチッとですね、説明を尽くすべきだと思います。やはり丁寧な住民説明というところで最後私も話したんですけれども、どうしてもマクロの視点とミクロの視点のこのズレというのは、必ず公共政

策の世界にはあるので、市民の皆さんは自分の生活にとってプラスかマイナスかというところで判断をするけれども、市の公共政策の判断、評価というのは、あなたのためにやっているわけではなくて、市全体の利益のためにやっているというところで、どうしてもこう感情的にもズレがある。そのズレをなんとかこう相手方に理性で訴えかけて、感情論だったらそれは喧嘩になってしまうので、理性でキチッと議論をして、なるほどそれは理論的にはよくわかるところまで丁寧に説明をしていただく努力は、今後もぜひ努めていただければと思います。

【委員長】

今日の委員会の中で皆さまのご意見を反映させて総括をすると、こういうコメントになるのかと思いますが、何かその他お気付きの点ございましたら、ご意見をいただきたいんですけれども。

特に民間企業をいつもマネージメントされている視点から、何かありますか。

【副委員長】

先ほど民間でこういうのをやる時は必ず将来性を入れるんです。ですので、先ほどのお話のこの後人口がどこに集中するのか、この団地は改修するのに時間がかかってということだったら、そこには子どもたちは増えないだろうということを想定したらどうなるんだろうかということを投資するときには必ず出てくるんですよ。実はそれが先ほどの5年後にもう一回見直しをするという回答でしたら、それが行政の流れとして、そういう形であるのであれば、5年なのかもっと早いのかなということを思いながら、ご議論させていただきました。

【委員長】

その他いかがでございますか。

芦川先生何かございますか。

【芦川委員】

量的な部分を削っていくという話を前提に考えていくと、いくつかのグループごとにみていくと、ここの分野はたぶん削れないよなど、人の命に関わるものとか。そうするとおのずと目がいくのは、先ほどの住宅のあたりとか、数が多いとすれば公民館とか、それから受益者が偏っているレクリエーション施設とか、そういう部分にしか量を削減する対象というのは見つけにくいんじゃないのかなと。実際のところ、個別の名前を言って良いかわからないんですけど、びわ青少年の家と七国荘というのはどうかなと思っていたんですけど、寄贈を受けたということでなかなかそれは調整が難しいということだったんで、これもダメかと。そうすると、なかなか量的に削減していくのも厳しいかなと。あとは公民館の立地を

見て、これはもう二つを一つにして十分やっていけるところがないのかどうか。そういう検討ぐらいしか今のところは、なかなか思い浮かばない。資料を見ると、やはりこれは潰せないよなという思いの方が強くなってきて、なかなか厳しいなというのがあります。先ほど委員長がおっしゃったように、災害の問題というのも今回の水害の問題もあって、平塚にも警報が出てずっと見ていたんですけど、避難所は基本的には小中学校でしたよね、公民館というのはなかったんで。災害の時の避難所としての公民館の位置付けはどうかかなと災害警報をみながら考えていたんですね。もちろんそれは小中学校だけでは全部は大規模になれば追いつく問題じゃなくて、それは公民館も避難所施設としては十分活用できるというところもあるんで、必ずしも今回のことだけでは判断できないとは思っただけけれども、災害の時の対応の機能を持っている施設だから公民館には手を付けられないのかどうかというところを、難しいんだけど考えていました。先ほどいったミクロのその近辺に住んでいる住民の理解を得るといのは難しいことなんだろうけれども、そういうのを考えていくと何も削れなくなってしまう。今はなかなか難しいなと思っています。

【委員長】

片野さんどうでしょうか。

【片野委員】

今先生がおっしゃった中で、びわ青少年の家ということで、私も行ったことがあるんですけど、本当に山の中のところで、あれが寄贈を受けたということなんですけど、災害の時にあそこに人を、行くまでが大変なような感じもしますし、そういったのをやっぱり本当に寄贈を受けたからといって、先ほど話がありましたけれど、絶対できないということはないんですけど、そういうのをキチッとやらないと、なかなか削減というのは難しいのかなと思います。今は費用対効果が凄く低いんですから、そういうのもキチッと考えていかないと、先ほど先生もおっしゃったように削っていくものがないのではないかなという気がします。

【委員長】

今片野さんのお話を聞いて思い出したことがあるんですけど、よく自治体の職員研修をやっていて、行政評価、政策評価のときに、住民と情報共有しなければもちろんいけない、これが合意形成の前提ではあるんですけども、どういう情報を共有しなければいけないかということ、危機感の共有なんですよ。こういう政策をやりますよとか、今度この施設はこうなりますよという情報ではなくて、危機感の共有、要するにこれを維持する、例えばびわ青少年の家を維持するのに年間何億円かかっていますという。この何億円をもしこういうふうに使えばもっとこういうふうアレンジが変わっていきますという危機感を共有すると、例えば年間で何百人しか使っていないような施設に何億円使うというのはどうなんだ

という、住民の皆さんも公共政策の議論をしてくれるんですよ。それを自分が今使っているから、自分が使い勝手が良いから潰さないでくれという議論は自分の議論をしているのであって、公共政策の議論をしているわけではないんですよ。自分にとって損か得かじゃなくて、市が持っている危機感を住民の皆さんにどれだけキチッとわかりやすく伝えるかというの、行政評価、政策評価する上では重要なポイントかなと、今お話を伺っていて思い出しました。これは何かのヒントにしていればなどと。

【委員長】

その他秋山さん何か。

【秋山委員】

施設の関係が今日は主たるテーマだったんですけど、行政改革という点でいくと、これから担当部署と財政当局との新年度予算に向けたヒアリングが予定されていると思うんですけど、意外と福祉の分野というのは、聖域的なところがあって、なかなか予算的なカットというのは難しいと思うんですけど、医療、福祉の分全体でトータルした時に受益者負担の問題でね、受益者負担金がずっと変わっていないところが、やはり考えてもらった方が良いのかなと。要は受益者負担金が変わらないんで、トータル的な金額が増えているケースが多いと思うんですけども、ということはイコール市の持ち出しが年々年々増えているということですから、そこはやはり要検討かなと思っています。おそらく財政当局の方は、その辺のところはしっかりとチェックをしながらやられていると思うんですけども、いつも医療だとか福祉だとかいう分野というのは甘くなってしまうところがあると思うんで、よくご検討いただければと思います。

【委員長】

岡部さん何か最後にありますか。

【岡部委員】

私は二つの立場があるんですけど、市民の代表ということでいえば、なるべく丁寧な議論をしていただきたい。丁寧なご説明をしていただきたいということと、量的な削減だけではなくて質的な向上も一緒に考えて欲しいなというのが市民としての考えです。

民間企業の出身者という立場でいわせていただきますと、民間企業は4%削減というまず大目標を作った場合、積み上げてしまうんですよ。4%削減できるような項目をまず積み上げて、それが良いのかどうかというのを議論して、これはちょっとおかしいんじゃないのというところは代替案をリザーブの方から持ってきて、4%の計画はキチッと固めるというやり方が民間のやり方です。非常に労力をかけてですね、丁寧に全部検討をやっていられるところは大変よくわかりますけれども、なんかもう少しこのやり方を考えられた方が、的を絞

ってですね。市の行政に関わっている皆さんであれば、大体めどがあると思うんですね。あそことあそことあそこというようなことで、めどがあると思うんですね。そういった中で、そこを深掘していくようなプロセスというんですかね、やり方もあるんじゃないのかなと思いました。

【委員長】

廣川さんの視点と通じて、やはり行政のアプローチと民間のアプローチの違いはあれど、やはりこのコスト削減という観点は両方相通ずるものがあるので、その積み上げ方とか議論の仕方は、少し民間に学ぶべきところがあれば、少し今後の検討課題として議論いただければと思います。

【委員長】

以上ざっぱくではありますけれども、委員会としてはいろいろと意見が出ましたが、こういう形で丁寧な説明していただきたいとか、いろんな視点で物事みていただきたいとかいうところが総括として出てきたのかなと思います。

(4) その他

【委員長】

事務局から、その他に何かご連絡がございますか。

【企画政策課課長代理】

その他については特にございません。

【委員長】

今日の会議全体を通じて何か皆さまからご意見はございますか。
よろしいでしょうか。

【委員長】

そうしましたら本日の議題は以上となりますので、それでは事務局に進行をお返しいたします。